明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍富山県富山市梅沢町三丁目一七番、最後の住所富山県富山市森住町一七番六号

被相続人　亡　魚谷　満

右被相続人は平成二十五年一月十日死亡し、その相続人は平成二十五年四月三十日富山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十三日

富山県富山市森住町一七番六号

限定承認者　魚谷　洋子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第四十七条及び第百九条に基づき、優先資本金の額八十七億円を七十六億円減少して十一億円とし、発行済優先出資総口数十七万四千口を一口に対して金五万円をもって十五万二千口有償消却して二万二千口にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社につき最終事業年度はありません。

平成二十五年五月十三日

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

日野特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき優先資本金の額を金三億八千万円減少し、金五十七億九千八百八十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年六月十四日であり、取締役の決定は、平成二十五年五月十日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年四月二十二日付官報の号外第八十六号五十二頁に掲載されています。

平成二十五年五月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

二番町インベストメント特定目的会社

取締役　飯森　賢二

◉号外　五月十三日付第九八号九六　ページ●同日付政府調達第八六号五六ページ

正誤

平成二十五年五月十日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

財務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明

ページ	段	行	誤	正
二四二	〃	八～九	同号書式備考二3イ中	同号書式備考二3イ中「2によりに、」を「3によりに、」を削る。
〃	下	五	「特別障害者が」	「当該申告書」を「当該障害者が非課税信託申告書」に、「特別障害者が」を「特定障害者扶養信託契約」に、」を削る。
〃	〃	九～一〇	「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、」を削る。	
二四一	下	二三～二四	同条第一号ワ(3)同号ワ(3)	同条第一号ワ(3)同号ワ(3)
二四五	下	一〇～一四	装置、工具並びに器具	装置並びに工具、器具
〃	〃	一四～一五	装置、工具並びに器具	装置並びに工具、器具
〃	〃	一五～二三	装置、工具並びに器具	装置並びに工具、器具
二四九	〃	二三～二四	装置、工具並びに器具	装置並びに工具、器具
〃	〃	二四～二五	装置、工具並びに器具	装置並びに工具、器具
〃	〃	二五～一	装置、工具並びに器具	装置並びに工具、器具
二五三	〃	一～一四	装置、工具並びに器具	装置並びに工具、器具
〃	〃	一四～一六	装置、工具並びに器具	装置並びに工具、器具
〃	〃	一六～二一	装置、工具並びに器具	装置並びに工具、器具
二五四	上	一～五	装置、工具並びに器具	装置並びに工具、器具
〃	〃	五～一	第二十五条の八の二第八項第二号に規定する事業をいう。	第二十五条の八の二第九項に規定する事業とする。
二四八	下	一～一	第二十五条の八の二第八項第二号に規定する事業をいう。	第二十五条の八の二第九項に規定する事業とする。
二五一	上	五～七	事業をいう。	事業とする。
二五六	下	七～一	市町村	市町村又は特別区
二五七	〃	一〇～一一	教育資金支出額（同項第一号ロに掲げる教育資金については、五百万円を限度とする。）	教育資金支出額（同項第一号ロに掲げる教育資金については、500万円を限度とする。）その額（500万円を限度とする。）
二五八	〃	一九～二〇	教育資金支出額（学校等以外の者へ支払われた金銭については、五百万円を限度とする。）ト(3)	教育資金支出額（学校等以外の者へ支払われた金銭については、500万円を限度とする。）ト(3)
二六五	上	一～一	八	八
〃	〃	一～二	教育資金支出額	教育資金支出額
〃	〃	二		